

別紙

調達物品に備えるべき技術的要件

【性能、機能に関する要件】

3(9) MRM測定の実定条件を付属する物質は下表のとおりとする。

分類	対象化合物
残留農薬、動物用医薬品等	通知一斉試験法（※）に分析対象化合物として示されている物質 ※ 平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（令和8年4月8日最終改正）「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」に定める試験法のうち、以下の試験法 LC/MSによる農薬等の一斉試験法Ⅰ（農産物） LC/MSによる農薬等の一斉試験法Ⅱ（農産物） LC/MSによる農薬等の一斉試験法Ⅰ（畜水産物） LC/MSによる農薬等の一斉試験法Ⅱ（畜水産物） LC/MSによる農薬等の一斉試験法Ⅲ（畜水産物） LC/MSによる動物用医薬品等の一斉試験法Ⅰ（畜水産物） HPLCによる動物用医薬品等の一斉試験法Ⅱ（畜水産物） HPLCによる動物用医薬品等の一斉試験法Ⅲ（畜水産物）
貝毒	・オカダ酸 ・ジノフィシストキシン-1 ・ジノフィシストキシン-2
PFAS	・PFOS ・PFOA ・PFHxS